

災害時等における車両の運行に関する協定（案）

練馬区（以下「甲」という。）と●（以下「乙」という。）は、災害時等における車両の運行を確保するため、以下のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、練馬区内で地震、豪雨、暴風その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、適切な車両の運行を確保するため、必要な事項（令和 年4月1日付けで甲と乙との間で締結する練馬区車両運行管理委託（単価契約）（以下「委託契約」という。）に定める事項を除く。）を定めるものとする。

（対象車両）

第2条 この協定で定める車両は、委託契約で定める運行管理車両とする。

（運行要請等）

- 第3条 甲は、災害時等に、前条の車両を運行する必要があると認めるときは、乙に対して、車両の運行を要請することができる。
- 2 乙の運行管理責任者またはその代理者は、練馬区内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、前項の規定による要請があったものとみなし、甲の定める担当者または経理用地課管理係へ連絡しなければならない。
- 3 鉄道等公共交通機関の計画運休に伴う対応については、別に定める。

（連絡体制）

第4条 甲と乙は、前条の規定による要請等を遅滞なく行うため、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時に更新するものとする。

（災害時等の対応）

- 第5条 乙の運転手は、災害時等に業務で区役所外にいる場合は、同乗している職員の下承を得た上で、速やかに区役所に戻るとともに、燃料の給油を行わなければならない。
- 2 乙の運転手は、災害時等が委託契約に定める業務時間外である場合は、乙の運行管理責任者またはその代理者の指示に従い、対応しなければならない。
- 3 乙の運転手は、前項の規定にかかわらず、練馬区内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、区役所内の待機場所へ参集しなければならない。
- 4 乙の運転手は、第1項の規定により区役所に戻った後または前項の規定により区役所に参集した後は、甲の乙への依頼に基づき、関連機関・関連施設への送迎等の災害対応業務に従事しなければならない。

(費用負担)

第6条 この協定の実施に関して発生する費用は、法令等で甲が負担することとされているものを除き、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則とし、甲、乙双方の協議により、決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、運転手の参集等に関して発生した費用は、甲、乙双方の協議により、甲が負担することができる。

(訓練等)

第7条 乙は、甲が実施する訓練等に、積極的に協力するよう努めなければならない。

2 乙は、運行管理者（運転手）が災害時等の対応に関する知識または技術を習得できるように、訓練等に参加する機会を提供するよう努めなければならない。

(補償等)

第8条 甲は、この協定に基づき業務に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または障害の状態となった場合において、保険による補償または法令等の規定による補償が行われるときを除き、練馬区災害応急措置業務従事者および水防従事者に対する損害補償に関する条例（昭和63年3月練馬区条例第11号）の規定を適用するとした場合の補償の額を限度として、補償を行うことができる。

2 甲は、この協定に基づき業務に従事した者が、それらの業務を遂行するに当たり、他人に損害を与えた場合（当該損害が当該業務に従事した者の故意または重大な過失による場合を除く。）において、必要があると認めるときは、保険による補償が行われるときを除き、当該業務に従事した者に代わって、賠償（当該業務に従事した者が負うべき賠償の責任の限度に限る。）を行うことができる。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、随意契約により委託契約が更新された場合、協定の有効期間は更新後の委託契約の期間と同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各

自 1 通を保有する。

令和 年 4 月 1 日

甲 練馬区豊玉北六丁目12番 1 号
練馬区
練馬区長 前川 燿男

乙